

第3章 今後の取り組みの方向性について

1 対策継続の必要性

第2章に記載した第一期計画の評価から、熊本地域における状況は以下のとおりであり、現在の状況を踏まえながら、継続して対策に取り組むことが重要である。

- ・ 指標井戸の平均濃度は微減傾向にあるが、基準超過の井戸や濃度が上昇傾向にある井戸も確認されている。
- ・ 水道水源の平均濃度は横ばいとなっているが、5 mg/L 以上の水源も確認されている。

2 取組に関する新たな視点

熊本県では、全国に先駆けて平成2年（1990年）に制定された熊本県環境基本条例に基づき、熊本県環境基本指針及び熊本県環境基本計画を策定した。第四次環境基本方針及び第六次熊本県環境基本計画（熊本県，2021）では、①SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決や②あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）についての考え方（視点）を基に「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みを推進していくこととしている。また、水循環基本法に基づいて策定された水循環基本計画（内閣官房，2014）において、持続可能な地下水の保全と利用の推進を図ることとされている。

また、農業分野においても、みどりの食料システム戦略（令和3年5月）やみどりの食料システム法^{*}が施行（令和4年7月）され、更なる環境負荷低減（化学肥料や農薬の低減等）が求められているところである。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律